

○山梨市水道条例施行規程

平成17年3月22日

公営企業管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨市水道条例（平成17年山梨市条例第216号。以下「条例」という。）第49条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の設置原則)

第2条 条例第4条第1号に規定する専用給水装置及び同条第2号に規定する共用給水装置は、1せん以上を設置することを原則とする。

2 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

3 給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、増設、改造等の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）及び設計書（様式第2号）の提出をもって行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申込書の利害関係同意書の欄に記載がなければならない。この場合において、利害関係人等から異議が生じた時は、工事申込者の責任とする。

(1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとする場合

(2) 他人の給水装置から分岐しようとする場合

(3) 他人の所有地を通過し給水装置を設置しようとする場合

(4) その他水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が同意書を必要とする場合

3 給水装置工事の申込みを取り消す時は、給水装置工事取消届（様式第3号）により行わなければならない。

(公道内に縦断的に布設する給水装置)

第4条 条例第10条に規定する統合とは、当該路線に新たに配水管を布設する場合、公道内に縦断的に布設しようとする給水装置を新たに布設される配水管へ統合することをいう。

2 使用者の善良な管理が困難な公道で、所有者から寄附の申請があった給水装置は、管理者が必要と認めた場合これに応ずる。この場合、次の書類を提出しなければならない。

(1) 給水装置寄附申請書（様式第4号）

(2) 給水装置平面図

(3) 案内図

（開発等の事前協議）

第5条 条例第7条に規定する開発等の事前協議は、開発等給水協議書（様式第5号）により行うものとする。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答するものとする。

（設計審査）

第6条 条例第9条第2項により、設計審査を受けようとする者は、次に定める書類を提出しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第3号の書類については、既に第3条第1項の規定による書類を提出している場合にあっては、これらの書類の提出を省略することができる。

(1) 給水装置設計平面図・立面図

(2) 給水装置工事使用材料一覧表

(3) 案内図

(4) その他管理者が必要と認めたもの

2 設計審査に合格したものについては、給水装置工事認可済証（様式第6号）を交付するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の給水装置工事認可済証を工事の期間中、工事現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

4 管理者は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、山梨市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

5 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の

使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第11条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行うものとし、管理者は指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管の取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染されるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第11条の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業製品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたものであること。
- (2) 製品が令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の令第6条に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により指定した材質以外の材質を使用することができる。

4 管理者は、指定した材質について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材質の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合において、給水装置及び水質の保全等による責任の分界点は、受水タンク入水口の逆支弁とする。

(給水管の口径)

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決定するものとする。

(給水管の埋設深さ)

第9条 給水管は、次の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 公道内 90センチメートル以上
- (2) 私道内 60センチメートル以上
- (3) 宅地内 40センチメートル以上

(メーターの設置位置等)

第10条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

- (1) 建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置で可能な限り道路との境界から1メートル以内とする。
- (3) 点検及び取替え作業等を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で破損のおそれのない場所
- (5) 水平に設置することができる場所
- (6) その他管理者が認めた場所

(メーターの設置基準)

第11条 条例第22条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水槽以下の装置)

第12条 条例第22条第2項の使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水槽以下の装置が2個以上の住宅専用として設置され、各個の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水槽以下の装置が住宅の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分に区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

2 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーターの設置、点検及び取替え作業を容易に行うことができるものであること。
- (4) メーターは、あらかじめ管理者に届け出て、条例第9条に規定する管理者が指定する者が工事を施工した受水槽以下の装置でなければ設置しない。
- (5) 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

（危険防止の措置）

第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 給水管は市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 3 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 4 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

（給水管防護の措置）

第14条 水路等を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講

じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠ぺいにかかわらず防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(工事検査)

第15条 条例第9条第2項の規定により、工事検査を受けようとする者は、次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 給水装置工事検査願届(様式第7号)

(2) 給水装置工事完成図書(様式第8号)

(3) 工事写真

(完成届)

第16条 前条の工事検査に合格したものは、直ちに給水装置工事完成届(様式第9号)を提出しなければならない。

(給水装置工事に係る工事費の予納)

第17条 条例第13条第1項に規定する工事費の予納は、納入通知書兼領収書(山梨市水道事業会計規程(平成17年山梨市公営企業管理規程第5号。以下「会計規程」という。)様式第12号)により納入する。

(給水契約の申込み)

第18条 条例第19条の規定による申込みは、次のとおりとする。

(1) 給水装置を新設し、又は改造し、使用を開始するときは、給水装置使用申込書兼使用中止届出書(新設・改造)(様式第10号)により所有者及び使用者が連署して申し込まなければならない。

(2) 前号の規定以外の理由により使用を開始する時は、給水装置使用者異動届(様式第11号)により使用者が申し込まなければならない。

(代理人及び管理人の選定届)

第19条 条例第20条及び第21条の規定により代理人及び管理人を選定したときは、給水装置代理人・管理人(選定・変更・住所変更)届(様式第12号)により管理者に届け出なければならない。

2 アパート等で1個のメーターを通して、それぞれ給水装置を有する場合においては、管理者が管理人を選定させることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、代理人及び管理人になることはできない。

(1) 未成年者

(2) その他管理者が不適当と認めた者

(市のメーターによらない場合の計量)

第20条 条例第22条第1項ただし書の規定により、管理者が認めた市のメーターによらない場合の計量は、次によるものとする。

(1) 給水タンク等容量の定まっているものへの給水は、メーターによらず、その容積をもって計量することができる。

(2) その他管理者が特に認めた場合はその方法

(メーターのき損及び弁償)

第21条 水道使用者等は、メーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（き損）届（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第23条第3項の規定によりメーターの賠償をさせようとするときは、残存価格を考慮して賠償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 条例第24条第1項の規定による届出は、次のとおりとする。

(1) 給水装置を新設し、又は改造し、使用を中止するときは、給水装置使用申込書兼使用中止届出書（新設・改造）（様式第10号）により所有者及び使用者が連署して届け出なければならない。

(2) 前号の規定以外の理由により使用を中止し、又は廃止するときは、給水装置使用者異動届（様式第11号）及び給水装置使用廃止届（様式第14号）により所有者及び使用者が連署して届け出なければならない。

(3) 私設消火栓を消防演習に使用するときは、私設消火栓（演習・消火）使用届（様式第15号）により使用者が届け出なければならない。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、次のとおりとする。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置使用者異動届（様式第11号）により、所有者及び新旧使用者が連署して届け出なければならない。

- (2) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置使用者異動届（様式第11号）により、新旧所有者が連署して届け出なければならない。ただし、新所有者が土地等所有権の取得を証する書類を提示したときは、旧所有者の連署は必要としない。
- (3) 私設消火栓又は消火栓を消防に使用したときは、私設消火栓（演習・消火）使用届（様式第15号）により使用者が届け出なければならない。
- (4) 代理人又は管理人が交替したときは、給水装置代理人・管理人（選定・変更・住所変更）届（様式第12号）により新旧の代理人又は管理人が連署して届け出なければならない。また、代理人又は管理人の住所に変更があったときは、同様式により代理人又は管理人が届け出なければならない。
- (5) 専用給水装置の使用戸数に変更があったときは、給水装置使用者異動届（様式第11号）により管理人が届け出なければならない。

（私設消火栓の取扱い）

第23条 私設消火栓は、非常時発生するとき又は演習に使用するとき以外は、常に封印しておかなければならない。

（給水装置の工事費免除）

第24条 条例第26条第3項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、その工事費を免除する。

- (1) 道路部分に属する給水装置の修繕
- (2) 宅地内の修繕で管理者が別に定める範囲
- (3) 管理者が特に必要と認めた改造及び修繕

（給水装置及び水質の検査）

第25条 条例第27条第1項の規定により、給水装置又は供給する水の水質について検査請求をしようとする者は、文書又は口頭により管理者に請求しなければならない。

（使用水量の通知）

第26条 条例第30条の規定により算定した使用水量は、使用水量のお知らせにより通知する。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

（使用水量の認定基準等）

第27条 条例第31条の規定により、使用水量の認定をする場合は、次による。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取換後の使用水量、前年度の同期等の

使用水量を基礎とし使用水量を定める。

- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮し定め、これにより難いときは見積量によるものとする。

(徴収の方法)

第28条 条例第34条に規定する料金の徴収は、管理者が別に定める納入通知書により納入する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 条例第36条に規定する加入負担金及び条例第37条に規定する手数料の徴収は、納入通知書兼領収書（会計規程様式第12号）により納入する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(料金等の納入期限)

第29条 条例の規定による料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第30条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(料金の減額又は免除)

第31条 条例第38条の規定により減額又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入負担金
 - (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (4) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの
- 2 前項の規定による料金等の減額又は免除の申請は水道事業納付金減免申請書の提出をもって行うものとする。
 - 3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上減免等の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(措置命令)

第32条 条例第40条の規定による指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第16号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（その他）

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の山梨市水道条例施行規程（平成10年山梨市水道事業管理訓令第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月31日公企管規程第9号）

（施行日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の山梨市水道条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程による改正後の山梨市水道条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月24日公企管規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（旧様式により調製した用紙に関する経過措置）

2 この規程による改正前の山梨市水道条例施行規程に規定する様式（以下「旧様式」という。）により調製した用紙は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月24日公企管規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日公企管規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の山梨市水道条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程による改正後の山梨市水道条例施行規程（以下「新規程」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧様式により調整した用紙に関する経過措置)

- 3 旧規程に規定する様式（以下「旧様式」という。）により調整した用紙は、新規程の様式によるものとみなす。
- 4 この規程の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

	給水装置工事申込書 (上水道 ・ 簡易水道) 該当する水道区域に○		受付No	—	
			受付日	年 月 日	
工 事 場 所		山梨市			
工 事 の 種 類		新設 ・ 改造 ・ 移設 ・ 口径変更 ・ その他()			
申 込 者	住 所				
	氏 名			電話番号	
加 入 量 水 器 口 径		mm	使用者数	人	予 定 栓 数
上記のとおり工事を申請します。 年 月 日 山 梨 市 長 様 指定給水装置工事事業者名 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 給 水 工 事 主 任 技 術 者 名 給水工事主任技術者免状番号					
委 任 状 本件の給水装置工事に係る一切の権限を上記の山梨市指定給水装置工事事業者に委任します。 また、本工事で設置した私所有の給水装置のうち、設計図面記載の公道部分の維持管理を市に委任します。 委任者					
利害関係同意書			案内図		
土 地 所 有 者			別添不可		
住所					
氏名					
家 屋 所 有 者					
住所					
氏名					
給 水 管 所 有 者					
住所					
氏名					
そ の 他 権 利 者					
住所					
氏名					
備 考					

※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

給水装置工事設計書

山梨市

(工事場所)	給水装置工事 業者名 主任技術者
山梨市 番地	
申込者	

				水栓番号	
設計	年 月 日	着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日

[illegible]

給水装置工事 設計平面図				(工事場所) 山梨市 番地	
被分岐管 配水管	管種	口径	給水管	止水栓まで口径	量水器口径
		mm		mm	mm
備考					

山 梨 市

給水装置工事 設計立面図	(工事場所) 山梨市 番地
備考	

様式第3号(第3条関係)

給水装置工事取消届

				年	月	日
給水装置工事申請状況	受付年月日	年	月	日	加入金還付	要 不要
	工事種類	新設 改造 私補 特団 その他()			路面復旧費還付	要 不要
	受付番号	受付	第	号	手数料還付	要 不要
給水装置工事を取り消しますので、お届けします。 住所 申請者 ふりがな 氏名 工事場所 山梨市						
事由						

※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

給水装置寄附申請書

(あて先)
山梨市長 様

住所
ふりがな
氏名
申請者

次の給水装置(別紙図面箇所)を山梨市水道事業に寄附します。

寄附する施設の概要

- 1 給水管 ϕ _____ 延長 _____ m
- 2 設置場所 別紙図面参照

※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

様式第5号(第5条関係)

開発等給水協議書

年 月 日

山梨市長 様

申 請 者
住 所
(開発行為者)氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

「山梨市水道条例施行規程」第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。
なお、万一当方の理由で工事の必要がなくなった場合は、これに伴う損害は当方で負担します。

申請場所	山梨市						地内	
計画布設管	開発区域内				開発区域外			
	mm		m		mm		m	
開発戸数	戸		設置予定弁・栓等			仕切弁		個
						排泥弁		個
						消火栓		個
加入予定量水器口径	13mm	戸		20mm	戸		その他	戸
布設道路現況	種別	国道・県道・市道・その他			延長	m	幅員	m
	構造	アスファルト ・ コンクリート ・ 砂利等						
備 考								

※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

- 添付書類
- (1) 位置図
 - (2) 開発計画平面図
 - (3) その他

参考様式第5号2(第5条関係)

梨水道 第 一 号
令和 年 月 日

様

山梨市水道事業管理者

開発等給水協議結果通知書

令和 年 月 日づけで協議申請のあった配水管等布設について、山梨市水道
条例施行規程第5条に基づき、下記のとおり協議結果を通知します。

協議の結果

布設場所	山梨市				地内
布設管		管種	口径	延長	備考
	開発区域内		mm	m	
	開発区域外		mm	m	
給水装置	メーター口径	13mm	箇所	備考	
		20mm	箇所		
		mm	箇所		
その他	仕切弁	排泥弁	消火栓	その他	
施工者		申請者 ・ 市長			
費用負担工事申請		可 ・ 否			

【条 件】

- (1) 給水装置の新設等の承諾を受け工事に着手すること。
- (2) 設計及び施工については耐震性を有するものとし、整備の指針は公益社団法人日本水道協会が定めた水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針・解説によるほか市長と協議すること。
- (3) 周辺関係住民から苦情を生じることがないように説明をすること。
- (4) 費用負担工事の場合、山梨市開発行為等における配水管整備等に伴う費用負担工事に関する基準等を定める要綱第6条により、配水管布設工事に係る部分の設計図及び設計書を作成のうえ、市長の審査ため速やかに費用負担工事申請書を提出すること。

様式第6号(第6条関係)

給水装置工事認可済証	
認可年月日	年 月 日
受付番号 (新設・改造・その他(	) 第 ー 号
申込者氏名	TEL
指定店名	TEL
山梨市役所上下水道課	
TEL0553-22-1111	

様式第7号(第15条関係)

給水装置工事検査願届

				年 月 日	
給水装置工事申請状況	受付年月日	年 月 日		お客様番号 (水栓番号)	
	工事種類	新設 改造 私補 特団		給水工事 申込者	住所
		その他()			氏名
	受付番号	受付	第	号	検査予定 年月日
給水装置工事が完成しましたので、検査を依頼します。					
申請者 指定給水装置工事事業者名					
代表者氏名 ㊟					
給水工事主任技術者名					
連絡先					
検査合格年月日		検査回数		回	再検査
特記事項					有り 無し
					決定欄

様式第8号(第15条関係)

給水装置工事 完成図書

山 梨 市

(工事場所)	給水装置工事 業者名
山梨市 番地	
申込者	

受付番号			水栓番号				
許可日	年	月	日	実着工日	年	月	日
					実完成日	年	月
							日

[illegible]

加入負担金・手数料(精算)		
費	目	納付額
①	給水装置工事申請手数料	
②	工事検査手数料	
③	分岐工事立会手数料	
④	加入負担金(mm)	
⑤	断水作業料	
⑥	市施工工事料	
	合計金額	

[illegible]

納 付 確 認 欄						
加入負担金		工事金		手数料		追徴・還付

備考

山 梨 市

給水装置工事 完成平面図				(工事場所) 山梨市		番地	
被分岐管 配水管	管種	口径	給水管	止水栓まで口径	量水器	口径	
		mm			mm		mm
備考							

山 梨 市

給水装置工事 完成立面図	(工事場所) 山梨市 番地
備考	

様式第9号(第16条関係)

給水装置工事完成届

				年 月 日		
給水装置工事状況	受付年月日	年 月 日		お客様番号 (水栓番号)		
	工事種類	新設・改造・移設・口径変更 その他()		申込者	住所	
					氏名	
	受付番号	受付 第 号	検査合格 年月日	年 月 日		
工事場所	山梨市		備考			
上記の給水装置工事は、 年 月 日 完成しましたので、 条例施行規程第16条によりお届けします。 (あて先) 山梨市長 様 指定給水装置工事事業者名 _____ 申請者 代表者氏名 _____ ㊟ 給水工事主任技術者名 _____ 連絡先 _____						

太枠のみ記入して下さい

年 月 日 届出

給水装置場所	山梨市	アパート等の名称	部屋番号
使用(開始・中止)日	開 始	中 止	年 月 日
使 用 者	住 所		
	フリガナ	自宅電話	
	氏 名	連絡先電話	
水道料金の納入については、期限を守ります。なお、不履行のときは、山梨市水道条例第42条もしくは山梨市簡易水道条例第40条の規定により、停水処分を受けても異議ありません。			
所有者又は管理者 (使用者と同一の場合記入不要)	住 所		
	フリガナ	自宅電話	
	氏 名	連絡先電話	
水道料金の 納入方法	口座振替	指定金融機関又は郵便局にて、口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関窓口へ提出してください。	
	納入通知書 (使用者住所と異なる場合のみ記入)	送付先住所	
		氏 名	
		電 話	
上記のとおり申請します。		※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名	
なお、水道使用にあたり、山梨市水道もしくは簡易水道条例及び施行規程を遵守します。			
(あて先)			
山 梨 市 長 様			

これより下は記入しないでください。		給水装置場所付近図
水 栓 番 号	第 号	
量 水 器 口 径	mm	
量水器型式番号	第 号	
指 針	m ³	
開 栓 年 月 日	年 月 日	
給 水 装 置 区 分	新設 ・ 口径変更	
使 用 区 分	一般用 ・ 臨時	
下 水 道 の 有 無	有 ・ 無	詳しく、正確に記入してください。
給水装置工事申請 受 付 番 号	—	
備 考		

[illegible]

様式第11号(第18条・第22条関係)

課長	上水道 庶務担当	上水道 管理担当	工事施工者	確認者	受付者

給水装置使用者異動届

山梨市長 様

下記の給水装置について、山梨市水道条例及び簡易水道条例を契約の内容とすることに合意し、使用者が異動したので、山梨市水道条例施行規程第18条及び22条の規定に基づき届け出ます。

給水装置の設置場所		山梨市	
旧使用者	転居日	年 月 日	
	氏 名		
旧所有者	電 話		
	転居先		
新使用者	入居日	年 月 日	
	氏 名		
新所有者	電 話		
	郵送先		
※支払者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
異動届提出理由		精算 ・ 再開栓 使用者変更 ・ 所有者変更	
支払方法		口座 ・ 納付書郵送 ・ 窓口 集金(日時)	
水栓番号		口径	mm
メーター番号		メーター指針	m ³
備考			

※支払者は、使用者と支払者が異なる場合のみ記入します。

※太線内のみ記入してください。

様式第12号(第19条、第22条関係)

給水装置代理人・管理人(選定・変更・住所変更)届

				決定欄		受付第		号	
						年		月	
						日			
年 月 日									
(あて先) 山梨市長 様									
使用世帯									
住所		氏名(ふりがな)		人口		住所		氏名(ふりがな)	
次のとおり代理人・管理人(選定・変更・住所変更)をしたいのでお届けします。									
設置場所					代理人		住所		
お客様番号		第 号			管理人 選定		(ふりがな) 氏名		
戸数	戸	人口		人	旧代理人		住所		
事由					旧管理人 (住所)		(ふりがな) 氏名		
					新代理人 新管理人 (住所)		住所		
期日	年 月 日						(ふりがな) 氏名		

様式第13号(第21条関係)

決 定 欄										受付 号	
										年 月 日	
水道メーター亡失(き損)届											
(あて先) 山梨市長 様											
年 月 日											
住所 届出人 (ふりがな) 氏 名											
次によって 亡失 したのでお届けします。なお、代価は期日までに弁償します。 き損											
所有者	住所 氏名				使用者	住所 氏名					
設置場所					亡失 き損	事由					
整理番号					お客様番号						
給水装置	専用 共用 私消				亡失 き損	年月日					
亡失 き損	メーター	口径	型式	番号	検満年月		会社名				
		φ	型	号	年 月						
調査概要								弁償	有 無		
弁償金算出 積算基準	取得年月日	年 月		弁償金	一箇月	(C) B×0.9×0.125 円					
	経過年数	(A)年 年			現在まで	(D) A×C 円					
	取得価格	(B)円 円			弁償額	B-D 円					
弁償金額		円		その他	円		合計		円		
納入通知書		発送番号		発送年月日		納入期限		領収	㊦		
備考											

※氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

様式第14号(第22条関係)

課長	上水道 庶務担当	上水道 管理担当	工事 施工者	確認者	受付者

給水装置使用廃止届

山梨市長 様

届出者 住所
(ふりがな)
氏 名
電 話

下記の給水装置について、使用を廃止しますので、山梨市水道条例施行規程22条の規定に基づき届け出ます。なお、この届出に関し異議申し立て等があったときは、届出者が責任をもって対処します。

受付番号		水栓番号	
給水装置の設置場所		山梨市	
所有者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
使用者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
廃止年月日		年 月 日	
メーター番号		メーター指針 m^3	
口径		mm	
廃止理由			
備考			

※ 給水装置を一旦廃止しますと、再び利用する場合は新設工事として扱いますので、山梨市水道条例第36条に定める加入負担金が必要となります。

※ 太線内のみ記入してください。

※ 氏名記載箇所は、記名及び押印又は署名

様式第15号(第22条関係)

		決定欄		受付第 号	
				年 月 日	
私設消火栓(演習・消火)使用届					
年 月 日					
(あて先) 山梨市長 様					
住 所 使用者 (ふりがな) 氏 名					
次のとおり使用したい(しました)のでお届けします。					
火災発生(想定)場所					
使 用 消火栓	場 所				
	種 別	設	目 的	演 習 ・ 消 火 ・ そ の 他	
使用期日	月 日 午 時 分	口径			
	月 日 午 時 分	栓数			
ここから下は、記入の必要はありません。					
使 用 確 認	演 習 消 火 その他	立会者			水 圧
使用期日	月 日 午 時 分 月 日 午 時 分	時 間			栓 数
摘要		封 印	完 未	使用水量	

◎ 演習使用は課の立会いを要します。

様式第16号(第32条関係)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

山梨市長

山梨市水道条例第40条の規定に基づき、次のとおり指示します。

記

1 給水装置の設置場所	山梨市
2 措置指示事項	
3 備考	

様式第1号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）
様式第3号（第3条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第5条関係）
様式第6号（第6条関係）
様式第7号（第15条関係）
様式第8号（第15条関係）
様式第9号（第16条関係）
様式第10号（第18条、第22条関係）
様式第11号（第18条・第22条関係）
様式第12号（第19条、第22条関係）
様式第13号（第21条関係）
様式第14号（第22条関係）
様式第15号（第22条関係）
様式第16号（第32条関係）